



飯能市乗合ワゴン（精明地区・加治地区）の一部経路変更について

- 1 概要 精明地区及び加治地区を運行する飯能市乗合ワゴンの一部経路を変更する。

対象となる系統、経路

番号	系 統	経 路 ※詳細は「経路図」のとおり
1	精明東・精明西	⑧向原団地～⑨新田団地～⑩平松団地 間の経路
2	加 治	⑳笠縫不動尊～㉑加治東地区行政センター 間の経路

- 2 理 由 運行上の安全性及び定時性の確保のため

- 3 変更日 令和5年10月1日

- 4 その他 系統キロ程について、以下のとおり変更する。※運行時刻については変更しない。

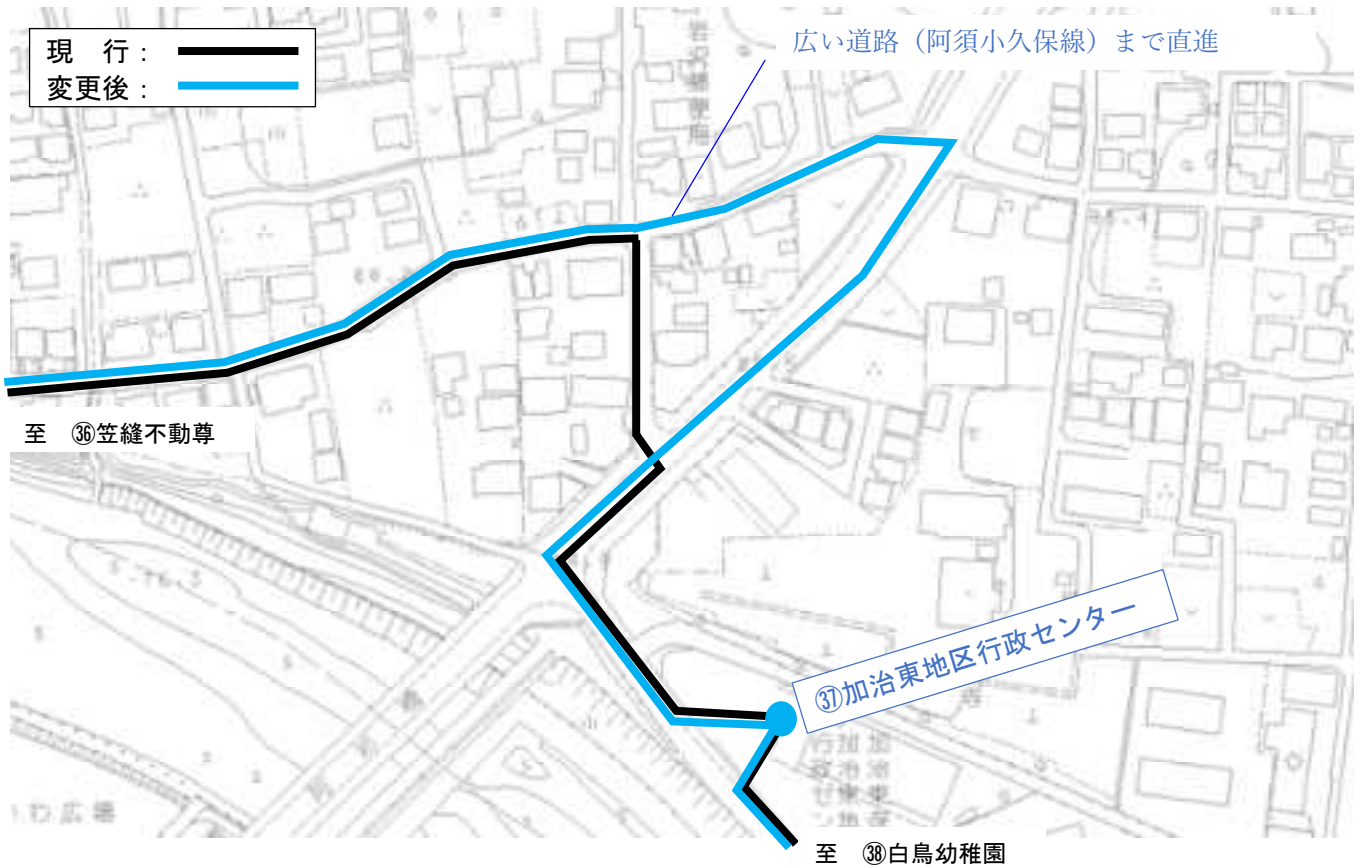
①精明東	18.0 km	→	18.4 km
②精明西	10.8 km	→	11.2 km
③加 治	16.0 km	→	16.2 km

経路図

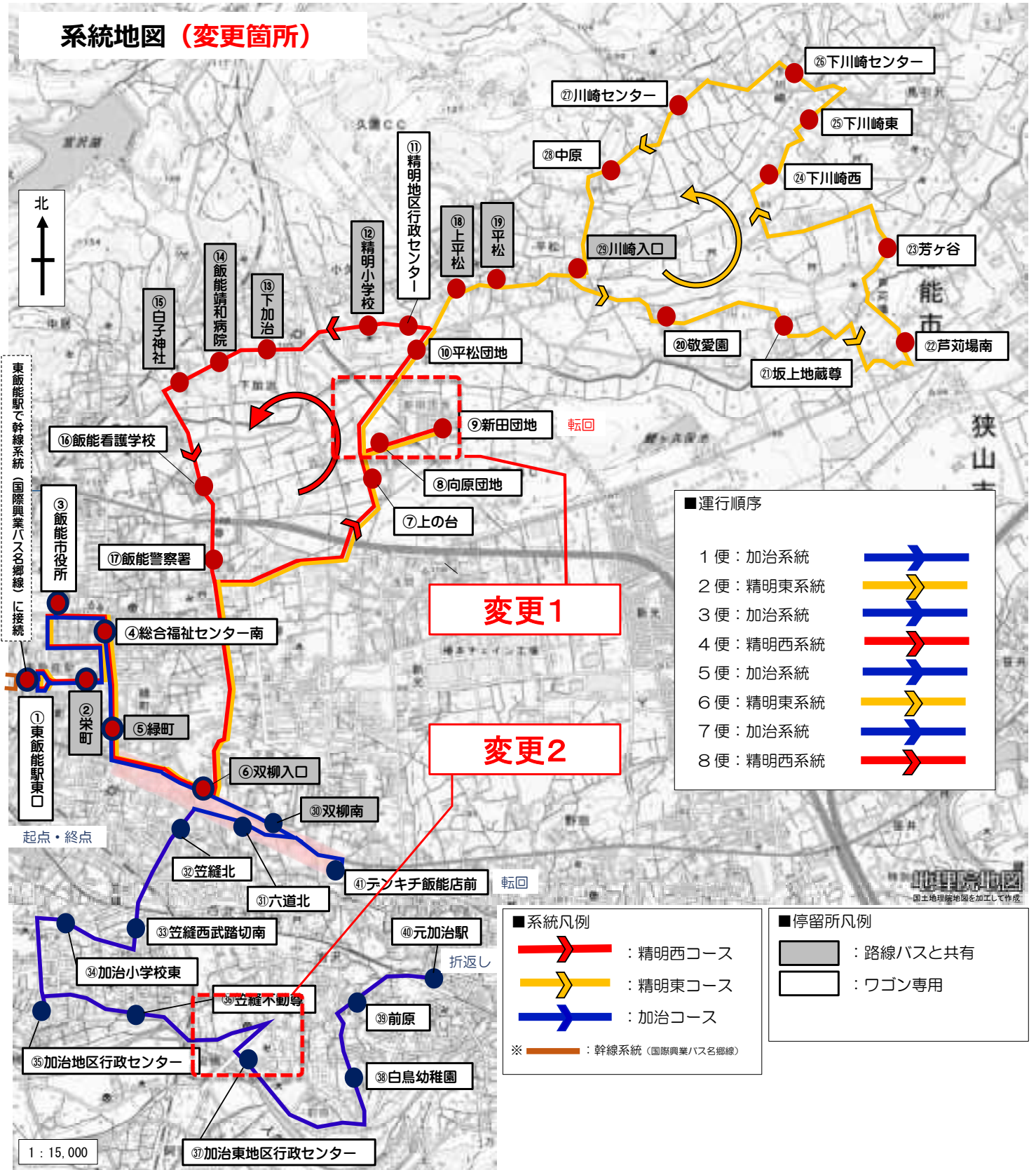
1 精明東・精明西系統（変更箇所）



2 加治系統（変更箇所）



系統地図 (変更箇所)



■運行順序

1 便：加治系統	
2 便：精明東系統	
3 便：加治系統	
4 便：精明西系統	
5 便：加治系統	
6 便：精明東系統	
7 便：加治系統	
8 便：精明西系統	

■系統凡例

	：精明西コース
	：精明東コース
	：加治コース
※ ：幹線系統（国際興業バス名郷線）	

■停留所凡例

	：路線バスと共有
	：ワゴン専用

■フリー降車制度
乗車は停留所で行い、降車は運行ルート内の希望の場所のできる「フリー降車制度」を採用する。ただし、以下の場所は適用外とする。

- ・国道299号上（地図中 で表記）
- ・法定の駐停車禁止場所
- ・その他、他の車両の通行を妨げるような狭い場所、カーブなどの見通しの悪い場所、傾斜や路面に段差のある場所

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

第24回飯能市地域公共交通対策協議会において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

資料2のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

資料2のとおり

令和5年6月 日

飯能市地域公共交通対策協議会

会長 飯能市長 新井重治